

[参考] 適用除外広告物について

次の広告物は、「禁止地域」「許可地域」の規定が適用されません。
このため、禁止地域や許可地域であっても、許可を受けずに表示することができます。(主なもの)

- 自家用広告物（自己の氏名、名称、店名・商標又は自己の事業・営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所・作業場に表示する広告物）
【禁止地域：5㎡以内】【許可地域：10㎡以内】※ 敷地内の合計表示面積
- 管理広告物（自己の管理する土地や物件の管理のために掲出するもの）
【禁止地域：2㎡以内】【許可地域：5㎡以内】※ 敷地内の合計表示面積
- 工事現場の仮囲いに、工事の期間中表示し、宣伝の用に供さないもの
- 冠婚葬祭又は、祭礼等のため一時的に表示するもの
- 講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示するもの

※ 詳細についてはいしかわ景観総合条例をご確認ください

屋外広告物に関するQ&A

- Q** なぜ広告旗(のぼり旗)を規制強化するのですか？
- 広告旗(のぼり旗)は気軽に入手でき、ルールを知らずに設置され、景観や歩行者の通行を阻害する可能性があることから、小松市景観計画に基づく規制強化を行うこととなりました。ご理解とご協力をお願いいたします。
- Q** 小松市はいつから規制を強化しているのですか？
- 2019年1月1日に小松市景観計画を見直し、規制を強化しました。規制強化前に許可を受けたものは、規制の対象外ですが、次の更新時は、基準に適合するように努めて下さい。
- Q** 許可申請の際にどのような書類が必要になりますか？
- 屋外広告物許可申請書
 - 広告物を表示する場所又は区域を示した付近見取図
 - 広告物の形状、面積、色彩、意匠、寸法等を記載した横写図
- ※ 詳細は石川県南加賀土木総合事務所にお問い合わせ下さい

● お問い合わせ先

小松市都市創造部まちデザイン課

〒923-8650 石川県小松市小馬出町91番地

TEL: 0761-24-8099

FAX: 0761-24-8189 E-mail: toshikei@city.komatsu.lg.jp

小松市 屋外広告物 [検索](#)



小松市イメージキャラクター
カブッキー

発行：令和元年10月

屋外広告物のルール

美しい景観を共創しましょう



小松市イメージキャラクター
カブッキー

保存版

小松市
KOMATSU CITY

屋外広告物のルール

ルールを守って美しい景観を共創しましょう

なぜ屋外広告物にルールが必要なのですか？

屋外広告物は、私たちの生活に必要な情報を伝えるとともに、まちの活気やにぎわいを創出しています。

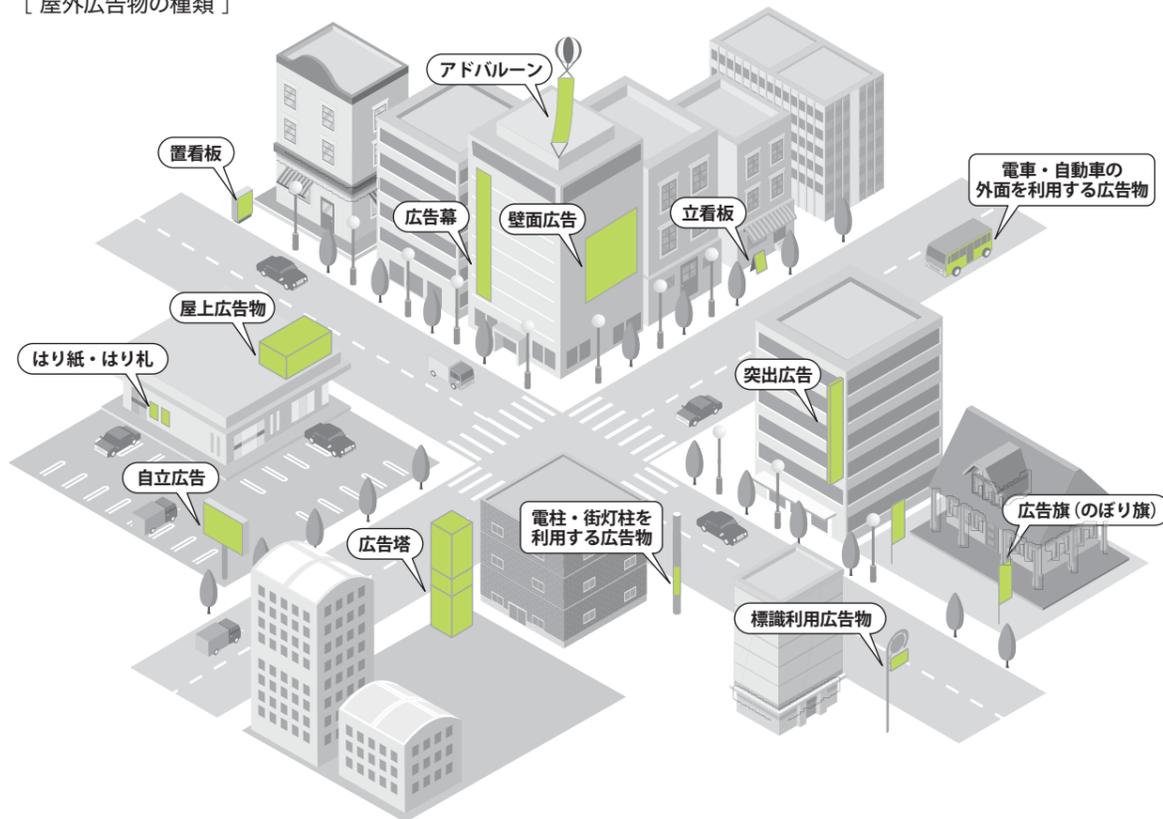
しかし、これらが無秩序に氾濫すると、まちなみや自然景観を損ねたりします。

また、広告物の管理をおろそかにすれば、落下事故などの危険に繋がりがねません。

私たちは、良好な景観形成を保全するため、石川県の「いしかわ景観総合条例」に基づき「小松市景観計画」において、屋外広告物の表示に関するルールを定めています。

皆さまと美しい景観を共創するために、屋外広告物に関するご理解とご協力をお願いいたします。

〔屋外広告物の種類〕



※ 街頭で配布されるチラシ、音響広告、屋内で表示される広告物などは含まれません

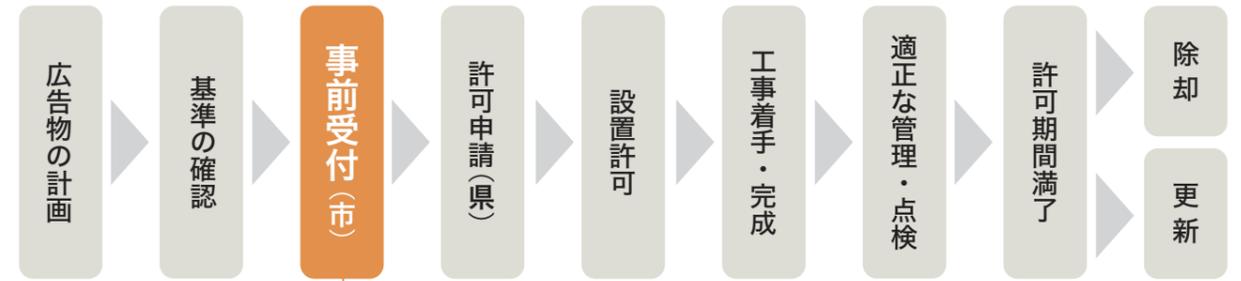
屋外広告物とは

これら4つの要件をすべて満たしているものであれば、営利目的な商業広告だけでなく非営利的なものであっても、屋外広告物となります。

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること
- ② 屋外で表示（誰でも見ることのできる）されるものであること
- ③ 公衆に表示されるものであること
- ④ 看板、立看板、はり紙、はり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること

屋外広告物の手続きについて

屋外広告物を表示する時は県の許可が必要です



県への許可申請の前に「市の受付」をしてください

- ・市内で屋外広告物を表示しようとする場合は、いしかわ景観総合条例に基づき許可申請の手続きが必要です。
- ・小松市の受付窓口は「まちデザイン課」になります。

〔参考〕許可手数料と許可期間について

屋外広告物の種類ごとに表示できる期間や手数料が決められています

許可を受けるには、下記の手数料が必要です。手数料は、指定の用紙に石川県証紙を貼付し、納入してください。（現金や銀行振込等による納入はできません）

■ 許可期間

広告物等の区分	期間
はり紙、はり札等、立看板等	1ヶ月以内
広告幕、広告旗、ぼんぼり、アドバルーン等の簡易な広告物	2ヶ月以内
電柱・街灯柱を利用する広告物、標識を利用する広告物、置看板、電車・自動車の外面を利用する広告物	1年以内
鉄筋造、鉄骨造その他の耐久性のある構造で築造された広告板、広告塔等で、建築主事の確認を受けたもの（建築主事の確認を要しないものにあつては、屋外広告物安全証明書の交付を受けたもの）	3年以内
その他の広告物等	1年以内

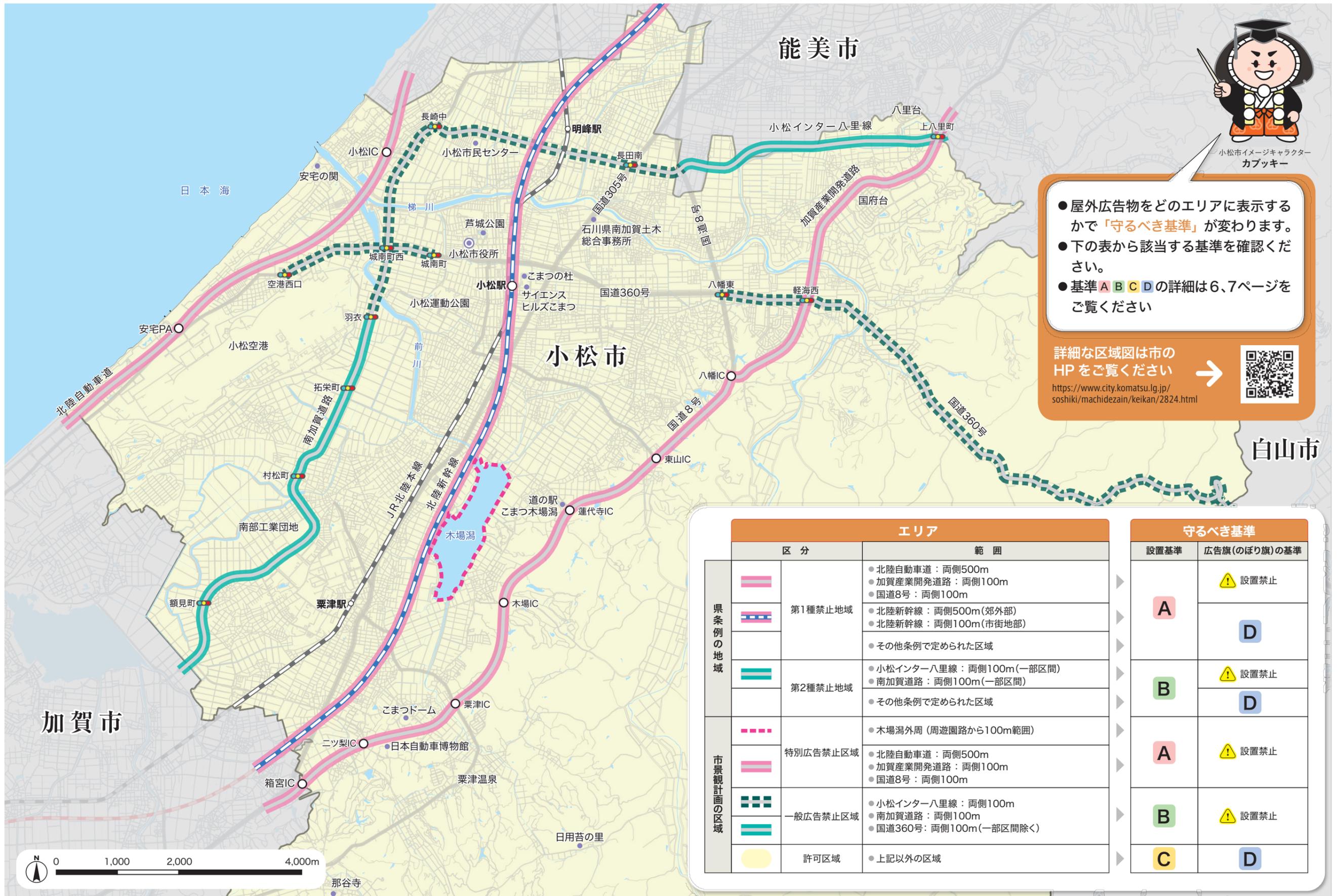
■ 許可手数料

広告物の種類				単位	手数料額	広告物の種類			単位	手数料額
広告板及び広告塔	発光・照明装置なし	表示面積	3㎡につき	620円	アドバルーン	1個	740円	置看板	1個	370円
	発光・照明装置あり	表示面積	3㎡につき	930円						
はり紙	紙	100枚につき	400円	電柱又は街灯柱を利用する広告物	1個	370円	標識利用広告物	1個	370円	
はり札等	札	1枚	50円							
立看板等	看板	1個	250円	電車又は自動車の外面を利用する広告物	表示面積	1㎡につき	190円	その他の広告物	190円	
広告幕	幕	1枚	370円							
広告旗、ぼんぼりの類	旗	1個	100円							

※ 詳細についてはいしかわ景観総合条例をご確認ください

- 許可申請手続きは石川県南加賀土木総合事務所 維持管理課景観・管理係にてお願いいたします。
〒923-0811 石川県小松市白江町リ61-1 TEL:0761-21-3330

屋外広告物エリアマップ



- 屋外広告物をどのエリアに表示するかで「守るべき基準」が変わります。
- 下の表から該当する基準を確認ください。
- 基準A B C Dの詳細は6、7ページをご覧ください

詳細な区域図は市のHPをご覧ください
<https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/machidezain/keikan/2824.html>

エリア			守るべき基準	
区分	範囲	設置基準	広告旗(のぼり旗)の基準	
県条例の地域	第1種禁止地域	● 北陸自動車道：両側500m ● 加賀産業開発道路：両側100m ● 国道8号：両側100m	A	⚠ 設置禁止
				D
	第2種禁止地域	● 小松インター八里線：両側100m(一部区間) ● 南加賀道路：両側100m(一部区間) ● その他条例で定められた区域	B	⚠ 設置禁止 D
市景観計画の区域	特別広告禁止区域	● 木場潟外周(周遊園路から100m範囲) ● 北陸自動車道：両側500m ● 加賀産業開発道路：両側100m ● 国道8号：両側100m	A	⚠ 設置禁止
	一般広告禁止区域	● 小松インター八里線：両側100m ● 南加賀道路：両側100m ● 国道360号：両側100m(一部区間除く)	B	⚠ 設置禁止
	許可区域	● 上記以外の区域	C	D

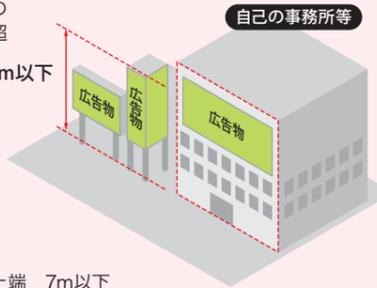
屋外広告物の守るべき基準

エリアごとにルールが決められています。

A 特別広告禁止区域の基準 [いしかわ景観総合条例 第1種禁止地域同等]

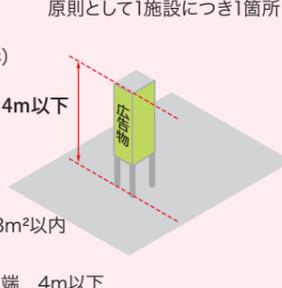
● 自家用広告物

- 色彩基準
広告板・広告塔の表示面の彩度(文字以外で1/3を超えて使用する色彩)
・色相Y(黄)・YR(黄赤)
マンセル値の彩度10以下
・その他の色相
マンセル値の彩度8以下
- 表示面積の合計
一住所等当たり15m²以内
- 高さ
地上に設置する広告物の上端 7m以下



● 案内誘導広告物

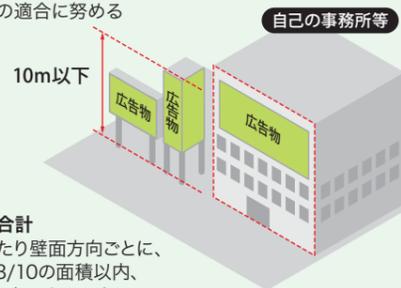
- 色彩基準
原則として2色以内
表示面の彩度(文字以外で1/3を超えて使用する色彩)
・色相Y(黄)・YR(黄赤)
マンセル値の彩度10以下
・その他の色相
マンセル値の彩度8以下
- 設置場所
原則として1施設につき1箇所
- 表示面積の合計
1面/1.5m²以内 合計/3m²以内
- 高さ
地上に設置する広告物の上端 4m以下



B 一般広告禁止区域の基準 [いしかわ景観総合条例 第2種禁止地域同等]

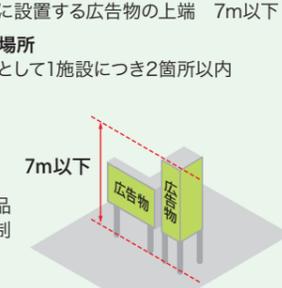
● 自家用広告物

- 色彩基準
Aの基準への適合に努める
- 表示面積の合計
一住所等当たり壁面方向ごとに、壁面面積の3/10の面積以内、又は20m²以内の大きい方
- 高さ
地上に設置する広告物の上端 10m以下



● 案内誘導広告物

- 色彩基準
原則として2色以内
表示面の彩度(文字以外で1/3を超えて使用する色彩)
・色相Y(黄)・YR(黄赤)
マンセル値の彩度10以下
・その他の色相
マンセル値の彩度8以下
 - 高さ
地上に設置する広告物の上端 7m以下
 - 設置場所
原則として1施設につき2箇所以内
 - 表示面積の合計
1面/3.0m²以内 合計/6m²以内
- ただし、表示面の1/5以内で商標や商品の写真等を掲載する場合は、色彩の制限を行わない



※ A特別広告禁止区域及びB一般広告禁止区域において、自家用、案内誘導広告物以外は表示できません

[参考] 禁止広告物と禁止物件について

禁止広告物

次のような広告物は、どのような場合でも一切表示できません。

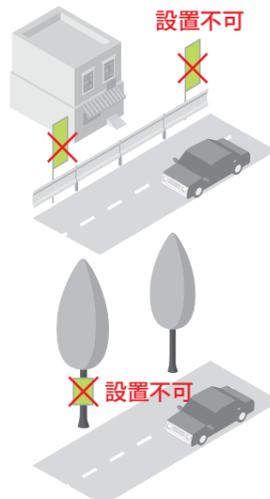
- ①著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離がみられるもの
- ②著しく破損し、又は老朽したもの
- ③倒壊又は落下のおそれのあるもの
- ④信号機又は、道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるもの
- ⑤道路の交通の安全を阻害するおそれのあるもの

禁止物件

公共物や街路樹、文化財など広告物の表示が禁止されている物件があります。これらの物件には、原則として広告物を表示することができません。

- 広告物の表示が禁止されている物件
橋梁、トンネル、街路樹、信号機、歩道柵、道路標識、郵便ポスト、擁壁の類 など
- はり紙、はり札等、広告旗、立看板等を表示できない物件
電柱、街灯柱の類 など

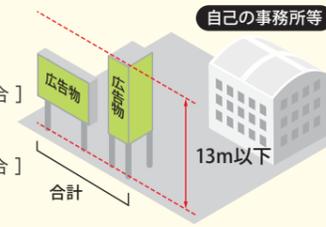
※ 詳細についてはいしかわ景観総合条例をご確認ください



C 許可区域の基準 [いしかわ景観総合条例 許可地域同等]

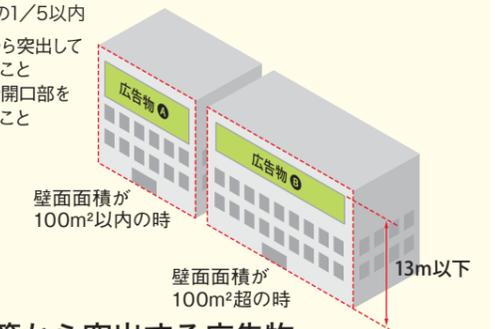
● 自立広告物 (自家用広告物)

- 高さ
13m以下
- 表示面積
[敷地面積1ha未満の場合]
1面/15m²以内
合計/30m²以内
[敷地面積1ha以上の場合]
1面/20m²以内
合計/40m²以内



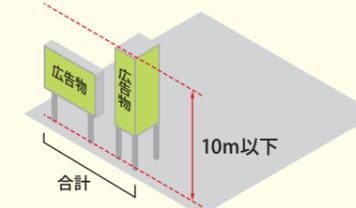
● 建築物や工作物の壁面を利用する広告物

- 高さ
広告物等の上端の高さは、地上から13m以下
ただし、大規模小売店舗、事務所などを除く
- 表示面積
A [広告物を表示する壁面の面積が100m²以内のとき]
20m²以内かつ当該面積の1/2以内
B [広告物を表示する壁面の面積が100m²を超えるとき]
当該面積の1/5以内
- ※ 壁面の端から突出して設置しないこと
※ 壁面の窓や開口部を閉鎖しないこと



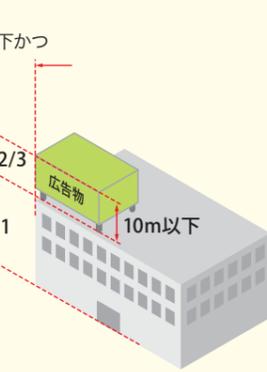
● 自立広告物 (自家用広告物ではないもの)

- 高さ
10m以下
- 表示面積
1面/15m²以内
合計/30m²以内



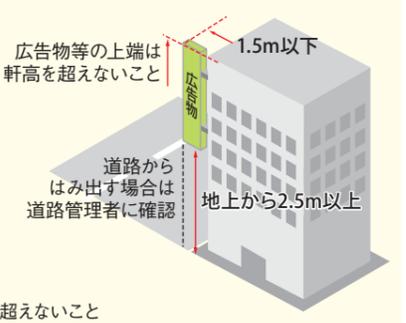
● 屋上広告物

- 高さ
広告物等の本体の高さは10m以下かつ建築物の高さの2/3以内
- 設置個数
建築物1棟につき1個まで
- ※ 屋上の端から突出しないこと
※ 屋上広告物には、建築物の屋上部分となる階段室、昇降機塔等の壁面、建築物の屋上、最上階のひさしや屋上の工作物に表示又は設置するものを含む



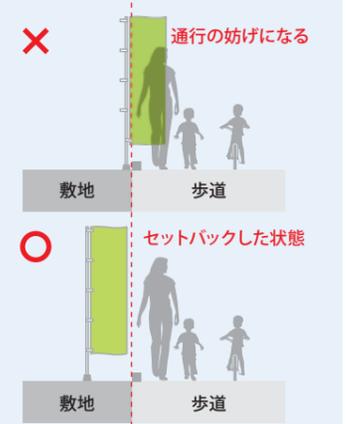
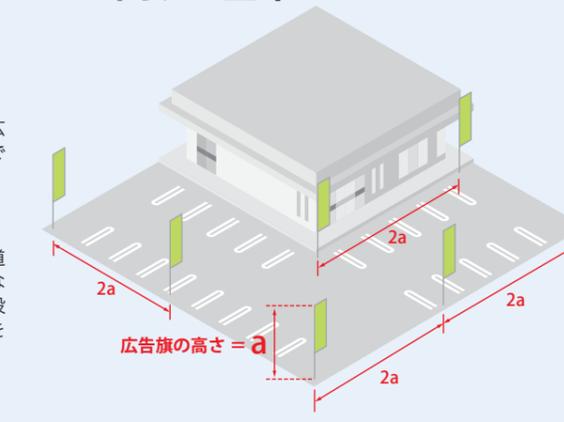
● 建築物等から突出する広告物

- 設置位置
外壁から突出する部分 1.5m以下
- 広告物等の下端の高さ
道路以外の場所
地上から2.5m以上
- ※ 道路を占用して提出しようとする場合は、道路管理者に確認すること(自家用広告であって、道路敷外に余地がないなど、やむを得ない場合に限られる)
- ※ 広告物等の上端は軒高を超えないこと



D 広告旗(のぼり旗)に関する基準(小松市景観計画)

- 表示面積
2.0m²以内/個
- 設置間隔
設置面(地盤面)から広告旗(のぼり旗)天端までの高さ(a)の2倍以上(2a以上)
- 設置位置
旗本体(旗の部分)が道路等の敷地外に突出しないようセットバックして設置(道路管理者の許可を得たものは除く)



※ その他広告物(はり紙、立看板、広告幕、置看板など)についてもいしかわ景観総合条例で定められた基準があります